



彩の国
埼玉県

埼玉県大規模施設等協力金 (5月12日～5月31日要請分)

1,000㎡超の施設と
そのテナント・出店者

まん延防止等重点措置区域内における1,000㎡を超える大規模な集客施設においては、5月12日(水曜日)から5月31日(月曜日)までの間、営業時間の短縮(以下「時短営業」といいます。)等を要請します。
県からの要請に応じて、時短営業等にご協力いただいた大規模施設やテナント・出店者の皆様に対し、協力金を支給します。

対象区域(まん延防止等重点措置区域)

さいたま市、川口市、川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町

支給額

	大規模施設	テナント・出店者
支給対象	特別措置法第24条第9項に基づく時短要請にご協力いただいた1,000㎡超の施設 例)百貨店、大規模小売店等	左記大規模施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等
支給金額(日額)	時短営業した面積 1,000㎡ごとに20万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間	時短営業した面積 100㎡ごとに2万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間

申請期間

要請期間終了後の6月1日以降、速やかに受付開始予定

主な支給要件

※詳細については、決まり次第埼玉県ウェブページ等でご案内します。

県からの要請に応じて、時短営業等にご協力いただいた大規模施設やテナント・出店者であること など

申請方法

電子申請 又は 郵送申請

WEB <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/daikibo-kyoryokukin.html>



お問
合せ

【埼玉県中小企業等支援相談窓口】

電話:0570-000-678(平日9:00～21:00 土日祝日9:00～18:00)

商業施設、遊興施設等への取組要請

(まん延防止等重点措置区域内における特措法第24条第9項に基づく要請)

① 営業時間の短縮及び人数上限等(床面積1,000㎡超)

劇場、観覧場、映画館又は演芸場等(第4号)、集会場又は公会堂等(第5号)、展示場等(第6号)、ホテル又は旅館等(集会の用に供する部分に限る)(第8号)、運動施設又は遊技場等(第9号)、博物館又は美術館等(第10号)

- 営業時間を午後8時まで(イベント開催の場合は午後9時まで)
- 酒類の提供を終日、自粛(飲酒の機会を設けないこと)
- 人数要件及び収容率等を催物(イベント等)の開催制限と同じとする。

催物(イベント等)の開催制限

【人数上限】 5,000人

【収容率】 大声での歓声、声援がないことを前提とするもの：100%以内

大声での歓声、声援があることが想定されるもの：50%以内

※人数上限、収容率の人数のいずれか小さい方とする。

(ただし、チケット既存販売分(参加者への招待や案内済みのものを含む)には適用しない。)

【営業時間】 午後9時まで(酒類の提供は、終日自粛(飲酒の機会を設けないこと))

※ただし、イベント開催以外の場合、施設利用は午後8時まで

【その他】 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた彩の国「新しい生活様式」安心宣言の使用、遵守の徹底、入場整理を徹底すること。

物品販売業を営む店舗等(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。)(第7号) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など

- 営業時間を午後8時まで
- 酒類の提供を終日、自粛(飲酒の機会を設けないこと)
- 入場整理を徹底すること(繁忙期の2分の1程度の人数を目安とすること)

遊興施設等(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第31条の6第1項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。)(第9号又は第11号)、サービス業を営む店舗等(生活必需サービスを除く。)(第12号)

- 営業時間を午後8時まで
- 酒類の提供を終日、自粛(飲酒の機会を設けないこと)

② 感染防止対策の徹底、利用者への周知

- 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた彩の国「新しい生活様式」安心宣言の使用・遵守の徹底、入場整理を徹底すること
- 入場整理についてホームページ等を通じて広く周知すること

WEB

埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請の詳細は県のウェブページをご覧ください。
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/saitamaken_zyuutensochi0508.html